

## 環境物品等の調達に関する基本方針（案）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、環境物品等の調達の推進に関する基本方針を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき、公表する。

この基本方針は、国（国会、各省庁、裁判所等）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第 2 条第 2 項の法人を定める政令（平成 12 年政令第 号）に規定される法人が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。なお、その内容は、地方公共団体、事業者、国民等が環境物品等の調達を推進する上でも適宜参考とされるべきものである。

また、国がこれまで定め、実行し、又は今後定め、実行する環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ適切な実行を図るものとする。

## 1. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

### (1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減のための措置を講じていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品や役務に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することにより需要面からの取組を合わせて講じることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが容易に取り組むことができるものであり、より広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常のエコ活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「各機関」という。）が果たす役割は極めて大きい。すなわち、各機関が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 24 条 [ 環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進 ] 及び循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 19 条 [ 再生品の使用の促進 ] に基づく措置として位置づけられるものである。

## (2)環境物品等の調達推進の基本的考え方

各機関は、法第7条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点が必要の考慮事項となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が継続的な環境面での改善と環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。

また、環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染・水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできるだけ包括的に捉え、かつ、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、環境物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

さらに、各機関は、環境物品等の調達に当たっては、法第11条の規定を常に念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として、調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は、物品等の調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとする。

また、環境物品等が持つ環境負荷低減効果は、物品等の使用状況や廃棄の仕方によっては十分に発揮されない場合が考えられる。例えば、消耗部分の補充により長期使用が可能な設計がなされた製品であっても、実際に補充がなされなければ所要の環境負荷低減効果は見込めない。このため、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などを確実にを行い、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるようにする。

また、物品等の調達は、これを通じて事業者自身の自主的な環境保全活動を促すことも期待できることから、調達に当たっては、環境報告書の公表、環境マネジメントシステムの有無等を考慮することも考えられる。

なお、環境物品等の調達を推進するに当たっては、WTO政府調達協定等の国際約束を踏まえ、外国製品の排除との誤解を受けないよう十分に配慮するものとする。

## 2. 特定調達品目及びその判断の基準等

### (1) 特定調達品目及びその判断の基準等に関する基本的考え方

#### (ア) 判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、別添に定める特定調達品目毎にその判断の基準を満たすもの（「特定調達物品等」という。）について、それぞれの目標の定め方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

#### (イ) 判断の基準等の性格

特定調達品目毎の判断の基準は、できる限りライフサイクル全体にわたって多

様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、実際の調達に当たっての指針とするため、数値等の明確性が確保できる事項について設定されるものである。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関が調達方針において毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体わたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等を調達していくことが求められる。

さらに、現時点で数値等の明確な基準が設定しがたい事項等であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、「配慮事項」として設定される。なお、各機関は、調達に当たり「配慮事項」を適用するに当たっては、具体的な調達の判断の理由を示すなど、調達手続の透明性や公正性の確保に十分配慮するよう努めるものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項については別途確保される必要がある。

#### (ウ) 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとし、その頻度は最長5年を目処とする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、国民からの提案も踏まえた上で、関係省庁等との調整及び学識経験者からの意見聴取を行うものとする。

[ 公共事業の扱いについては検討中 ]

### (2) 各特定調達品目及びその判断の基準等

別添のとおり（略）。

### (3) 特定調達物品等以外の環境物品等

特定調達物品等以外の環境物品等についても、その事務又は事業の状況に応じて、調達方針の中でできる限り幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調達の目標を掲げて調達を推進していくものとする。

特に、役務については判断の基準の作成に当たって参考となる既存の基準がないことなどにより、本基本方針で特定調達品目として取り上げたものは少数にとどまるが、各機関においては、特定調達物品等を用いて提供される役務など、環境負荷の低減に資する役務についても積極的に調達方針で取り上げていくよう努めるものとする。

また、一般に市販されている物品等のみならず、各機関の特別の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についても調達方針で取り上げ、その設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。

### 3. その他環境物品等の調達に関する重要事項

#### (1) 調達の推進体制の在り方

各機関において、環境物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。体制の長は、内部組織全体の環境物品等の調達を統括できる者（各省庁等にあっては局長（官房長）相当職以上の者）とするとともに、体制にはすべての内部組織が参画し、特に環境担当部局とともに会計・調達担当部局が主体的に関与することとする。各機関は、具体的な環境物品等の調達の推進体制を調達方針に明記する。

#### (2) 調達方針の適用範囲

調達方針は原則として、各機関のすべての内部組織に適用するものとする。ただし、一律の環境物品等の調達推進が困難である特殊部門等については、その理由を調達方針に明記した上で、別途、個別の調達方針を作成すること、又はそれでも対応が不可能な場合には調達方針の適用対象から除外することも可能とする。各機関は、調達方針の具体的な適用範囲を調達方針に明記する。

#### (3) 調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

調達方針の公表を通じた毎年度の環境物品等の調達目標の公表は、事業者による環境物品等の供給を需要面から牽引することとなる。また、環境物品等の調達を着実に推進していくためには、調達実績を的確に把握し、調達方針の作成に反映させていくとともに、分かりやすい形で調達実績が公表されることにより、環境物品等の調達の進展状況が客観的に明らかにされることが必要である。このような認識の下、各機関における調達方針の公表、特定調達物品等及びそれ以外の環境物品等の調達実績の取りまとめ及び公表並びに環境大臣への通知の方法を別途定めるものとする。

#### (4) 関係省庁等連絡会議の設置

環境物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討などを行う関係省庁等連絡会議を設置する。同会議の詳細については、別途これを定める。

#### (5) 職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施

調達実務担当者をはじめとする職員に対して、環境物品等の調達推進のための意識の啓発、実践的知識の修得等を図るため、研修や講演会などの積極的な実施を図る。

#### (6) 環境物品等に関する情報の活用と提供

環境物品等に関する情報については、エコマーク制度や省エネラベリング制度などの各種環境ラベル、グリーン購入ネットワークの環境データブックなど、既に多様なものが提供されている。このため、各機関は、提供情報の透明性など情報の適切性に留意しつつ、既存の情報を十分に活用して、できる限り環境負荷の低減に資する物品等を調達することが有効である。また、国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品情報の提供団体などとも協力しつつ、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。